

公立学校職員の給料等の支給に関する規則及び期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月18日

香川県教育委員会

## 香川県教育委員会規則第9号

### 公立学校職員の給料等の支給に関する規則及び期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和29年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 略</p> <p>2 条例第27条の規定により給与を減額する場合においては、その給与期間における減額すべき給与の額は、その給与期間の給料及び地域手当の額に対応する額をそれぞれその次の給与期間以降の給料及び地域手当から差し引くものとする。ただし、減額すべき給与の額が次の給与期間の給料及び地域手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。</p>	<p>第7条 略</p> <p>2 条例第27条の規定により給与を減額する場合においては、その給与期間における減額すべき給与の額は、その給与期間の給料の額に対応する額をそれぞれその次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、減額すべき給与の額が次の給与期間の給料から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。</p>
<p>第11条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 配偶者同行休業(地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(8) 略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>	<p>第11条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年香川県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当の支給を受ける職員)	(期末手当の支給を受ける職員)
第2条 略	第2条 条例第24条の3第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する職員（条例第24条の4各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。
(1)～(9) 略	(1)～(9) 略
<u>(10) 配偶者同行休業職員（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員をいう。以下同じ。）</u>	
(期末手当に係る在職期間)	(期末手当に係る在職期間)
第6条 略	第6条 略
2 略	2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
(1) 略	(1) 略
(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）、大学院修学休業職員、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間	(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）、大学院修学休業職員又は自己啓発等休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間
(3)～(5) 略	(3)～(5) 略
(勤勉手当の支給を受ける職員)	(勤勉手当の支給を受ける職員)
第8条 略	第8条 条例第24条の6第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、基準日に在職する職員（同条第5項において準用する条例第24条の4各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。
(1)～(6) 略	(1)～(6) 略
<u>(7) 配偶者同行休業職員</u>	
(勤勉手当に係る勤務期間)	(勤勉手当に係る勤務期間)
第12条 略	第12条 略
2 略	2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り

- (1) 略  
(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員、大学院修学休業職員、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員として在職した期間  
(3)～(10) 略

捨てるものとする。

- (1) 略  
(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員、大学院修学休業職員又は自己啓発等休業職員として在職した期間  
(3)～(10) 略

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の公立学校職員の給料等の支給に関する規則第7条第2項の規定は、平成26年4月1日から適用する。